

○政務調査費に関する会派の意見集計表

H24. 9. 24現在

No.	会派名	1. 政務調査費の交付対象と金額について		その理由	2. その他、政務調査費の今後の調査方法等のご意見、ご要望などがあつたら記入ください
		交付対象	交付金額		
1	鷺ヶ巣会	会派及び議員	会派90,000円／1人当たり議員60,000円	<p>・会派に対して 議員1人あたり年間6万円を政務調査費として利用してまいりました。この4年間を振り返ってみると、会派の会報、年1回発行、研修、視察をするのが精一杯でした。 今回、会派の計画を立案するにあたり9万円でも不足であると感じました。</p> <p>・議員に対して 新生村上市となったとき、会派に議員一人あたり6万円の政務調査費で活動してきた。 議員個人についても6万円から始めたらどうか。</p>	
2	市民クラブ	会派	会派90,000円／1人当たり(60,000円)	<p>(1) 本市議会は、旧村上市議会での政務調査費の交付対象及び交付金額を踏襲して行っており、この件のスタート時点から交付対象を変更する確認が全議員で為されていないことから、23年度までの交付対象を基本的に変更する理由が議論されていない。</p> <p>(2) 先例としている旧村上市議会でも「会派所属なし議員」に対しては、会派を対象とすることから政務調査費の交付はされていなかった。現議員に「会派所属なし議員」が多数いることを理由に検討の対象とすることは、先例を否定することになる。</p> <p>(3) 市民理解から現条例の「両者への交付」及び「交付金額」には、納得を得る説明が為されていないため、交付金額については、一旦旧条例に戻す必要があると考える。</p> <p>(4) しかしながら、議員個人に対する調査研究などの高揚のための対応として、会派が認める個人・グループの調査研究などへの会派からの支出を考え、1人年額30,000円の増額を考えたい。この対応が確認されない場合は、【交付金額】の()内の旧条例の交付金額のままとする。</p>	<p>(1) 政務調査費が補助金であることから、交付金額の支出・使途に関しては、議会内でも責任のあるチェック体制を確立して、情報公開に耐える監査的機能を備える必要を感じる。</p> <p>(2) 交付対象・交付金額の決定によって生ずる「使途基準」の見直しが必要になり、もっと細部・詳細にわたる検討が必要と考える。</p> <p>(3) 市民にも大きな関心を持たれ、「議長見解」も出されたことから、議事運営を主な任務とする議会運営委員会での検討協議に任せることなく、短期間であっても「特別委員会」或いは「議長の特別諮問委員会(或いは部会)」を議会内部に(会派代表を中心にした)組織を設けることも対外的に検討協議に姿勢を示すためにも一策ではないかと考える。</p> <p>(4) 一部に、第三者機関(市報酬等審議会など)への検討委託の意見もあるが、議会としての検討能力の喪失とも見られ、安易に考えることは議会としては要注意事項と考える。</p>
3	清流会		決定額	<p>正規のルールで決定、しかも審議、提案と苦勞された議会運営委員では、全会一致で決定された事であり、政務調査費が選挙の争点となった事は、誠に遺憾である。政務調査費が本来の目的を果たす様議論を進め、経年を経過したのち問題があれば改正すべきと思う。</p>	<p>今後、議会運営委員会を中心に議論されていくと思うが、様々な議論の中で全議員が一致するには大変な状況であると思う。 市民の皆様がというような声が多々あったように思うが、そのようなことであれば第三者機関(報酬審議会等)に委ねて決定していただくのも一つの方法と思う。 決定したことには0円でも私共は従う。</p>
4	日本共産党	議員	議員60,000円	<p>いったん交付金額を元に戻すべきと考える。 市民から選挙で選ばれるのは、議員個人である。 会派に入らなくとも、議員はみな同じ権利であるべき。</p>	<p>市民から批判をうけたのは、市民の声を聞くこともなく、議員発議で決めたからである。 この事を重く受けとめ、議会としてひとつの方向を出してから市民の意見を聞くのではなく、何らかの第三者機関で審議される仕組みにすべきである。 市民に開かれた議会、議会基本条例の精神がどう生かされ、実践されるのか議会がまさにためされようとしているのである。</p>
5	市政クラブ	議員	議員120,000円(1月1万円)	<p>会派のみ又は、議員個人と会派両方に支給したとしても、会派に所属する議員と無会派の議員に対する政務調査費の支給額に不平等が生じてしまうので、議員個人のみとして、政務調査費の支出はあくまでも議員間の平等を保つべきである。 会派の経費は、各議員の持ち出しでまかなうべきである。</p>	<p>条例改正はあくまで全会一致とするべきで、一致を見ないうちは今年度中に結果が出ないときは、結果が出るまで持ち越すべきである。 全会一致を導き出すために、区長会の代表者等の見識者のご意見を頂戴しながら、議員間の意見の差を詰めていくべきである。</p>
6	高志会	会派及び議員	決定額	<p>会派制を施行する中で、活発な活動を促す。 議員個人の資質を高める為の資料収集や研修に資する。 その為に必要な活動経費を算出し、平均的數字を割り出してはどうか。</p>	<p>今後、政務活動費に変わるが、年間を通じて政務活動に当たる事業が何であるかを、議員皆が同じ理解をする必要がある。 併せて、市民へ政務活動及び政務活動費について説明を行う。議会だより、ホームページ等で知らせる。同時に市民からの意見、要望を受ける。 議員各自が議員活動、政治活動に責任を持っているのか、疑問でならない。</p>

※無会派(板垣千代子議員、齋藤信一郎議員、姫路 敏議員、長谷川 孝議員)の議員のアンケートについては掲載していません。